

尼崎市監査公表第3号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年4月27日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	開		康	生
同	丸	岡	鉄	也

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成31年3月22日
3 措置通知日	令和2年3月31日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>尼崎市未来いまカラダポイント事業について</u></p> <p>尼崎市未来いまカラダポイント事業（以下「ポイント事業」という。）は、市民の健康行動促進を目的に、市及び市内各種団体を構成される尼崎市未来いまカラダ協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業であり、市は、協議会に補助金を交付するとともに、ポイント事業関係業務・協議会運営業務を事業者に委託し、また、事務局として会計事務等を担っている。</p> <p>本事業には、次の問題がある。</p> <p>(1) 補助金について</p> <p>ア 不明瞭な補助対象経費 補助対象経費として、①ポイント交換費用 ②事業経費 ③協議会全経費の3種の考え方が示されており、予算措置の根拠（①）と運用（③）にそごがある。</p> <p>イ 不適正な補助金交付 剰余金を戻入させず、繰り越している。</p> <p>(2) 委託料について</p> <p>ア 不適切な委託料支出 協議会全経費を対象に補助金を交付する一方、事業関係業務・協議会運営業務に係る委託料を別途支出している。</p> <p>イ 不適正な委託料の算定及び執行 委託料の積算を適正に行っていない。また、仕様を詳細に定めず別の小事業に係る業務を一括契約し、具体的な業務を契約総額の範囲内で決裁等を経ることなく都度決定するという不適正な方法で執行している。</p> <p>(3) 予算編成について 中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」（予算額約6億円）の一部に計上、事務事業評価が求められず、事業開始（平成27年度）以来評価を行っていない。また、30年度は補助金と委託料を所管組織の異なる別個の中事業に計上している。</p> <p>(4) 協議会会計における事務執行について 帳簿の未作成・未引継ぎ、不明瞭な決算期等による不正確・不適切な決算処理等、執行状況がずさんである。</p> <p>(5) 協議会会計における費用支出について</p> <p>ア ポイントツール費 ポイントツール（事業に参加する市民に配付するルール説明書やポイントシール等）は市が業務委託により作成しているが、別途協議会会計から当該受託事業者へ「ポイントツール代」とする費用を支払っている（平成27・28年度）。</p> <p>イ 翌年度購入分 平成30年6月に不必要なプリンタートナー等を大量に購入し（48万円分）、29年度の費用に計上している。</p> <p>(6) 事業効果について 協賛企業に販促効果が見られないなど事業効果が疑わしいところ、費用対効果の検証</p>	

が適切に行われていない。

(ヘルスアップ戦略担当、健康支援推進担当)

<措置を求める事項>

ポイント事業については、

- ・市負担（補助金及び委託料）の適正性
- ・市が準公金として管理している協議会の会計処理等事務の適正性
- ・費用対効果を確認するための適切な予算編成及び効果検証

のいずれの観点から見ても問題があると言わざるを得ない。これら種々の問題の原因を改めて検証し、事業の制度設計及び組織運営体制を抜本的に是正すること。

また、協議会に交付した補助金については、過年度の不適正な処理を是正し、剰余金を返還すること。

5 措 置 の 内 容

尼崎市未来いまカラダポイント事業（以下、「ポイント事業」という。）は、市民の健康寿命の延伸ひいては医療費・介護給付費等の適正化を目指し、市民が健康行動を起こす後押しをする、また継続して健康行動を起こしやすいよう、行政だけの力だけでなく、健康行動を起こしやすいまちの環境づくりを目指し、民間の団体・事業者も巻き込みながら実施している。国の方針においても、個人へ直接アプローチしていくハイリスクアプローチと併せて、ポピュレーションアプローチとしてこれらの市民が自ら行動を起こすことに対するインセンティブ事業の実施が推奨されている。

これらのインセンティブ事業は、保険者努力支援制度の評価項目にも位置付けられており、国民健康保険の調整交付金算定基準に含まれることから、本市においても国保特会の一般財源充当分として予算執行している。

これらをふまえ、監査委員措置要求事項について、以下の通り措置内容を報告する。

①市負担（補助金及び委託料）の適正性

ポイント事業は市と関連団体、協賛企業により構成される「未来いまカラダ協議会（以下、「協議会」という。）」において実施している。しかしながら経費については、これまで国民健康保険特別会計中事業「まちの健康経営推進事業費」において協議会への補助金を、国民健康保険特別会計中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業費」において委託料を計上していたため、ポイント事業の評価を困難にしていたことから、令和2年度より委託料を補助金に一元化し、ポイント事業に係る事務は全て協議会で行うよう予算を計上した。

また、補助対象経費が不明瞭であった協議会への補助金交付要綱については、平成31年4月1日付で補助対象経費が明確となるよう改定を行った。

②市が準公金として管理している協議会の会計処理等事務の適正性

市に準じた取り扱いに次のように改めた。

- ・平成30年12月より現金出納日計簿を整備した。
- ・平成30年12月より金券類受払簿を整備した。
- ・協議会文書の保存期間をすべて5年保存とした。

③費用対効果を確認するための適切な予算編成及び効果検証

昨年の指摘を受け、アウトカム評価をどのように考えるか検討を続けているところであるが、まずは現段階の効果検証として、本市市民のポイント事業への参加者数は延べ人数で約3万人程度が参加しており、このうち1,000ポイント達成者数は1,865人であった（平成30年度実績）。延べ人数ではあるものの、多くの市民が健康行動を起こすきっかけにポイント事業を利用されていることから、今後更にポイント事業の参加者数及び1,000ポイント達成件数を増加させていきたいと考える。そのために、まずはポイント事業により幅広く多くの市民が参加できるよう、健診ポイントをはじめとするポイントの付与方法

の見直しを行い、加えて参加者本人が1年間健康づくりに取組んだ結果を確認できる仕組みも導入した。今後も事業参加者の増加を図るとともに、健康行動が継続されるような制度の見直しを引続き行う。

なお、事業効果に関する報告として監査結果に記載されていた協賛企業の協議会への参画については以下のように考える。

協賛企業数については、毎年協賛企業の参加・脱退もあり結果的に横ばい（令和元年度32社、令和2年度当初35社）ではあるが、新規協賛企業の獲得に向け、事業説明を続けている。企業に出向き、協議会の活動主旨等の説明を行った際に「自社の提供する商品等が協議会の活動趣旨等に合致しない」と断られることもあり、協賛金額が少額であったとしても、協賛企業に登録する企業は市と共に健康行動を起こす市民を支援することに前向きに取り組んでいると考えられることから、市としてはこういった意図を持つ企業については広く市民に周知をすることが望ましいと考える。

また、事業周知に関しても、協賛企業店舗等においてポスターやポイントブック等を掲出してもらうことで、行政関連施設のみで事業周知を行うよりも一定効果はあるものと考ええる。ただし、協賛企業の中にはポイントブックを置くスペースの確保や、来客に事業の説明を丁寧に行う時間を設けることが難しい業態もあることから、協議会専用のホームページを活用した、店頭に置きやすい広報媒体の作成も協議会において予定しているところである。

今後も引き続き市内事業者を中心に協賛企業の増加を図る。

④協議会に交付した補助金の剰余金

平成27・28・29年度分の剰余金の返還（費目：その他の雑入）、平成30年度の精算金の戻入について、令和元年5月31日付けで収入を確認した。

なお、今回の指摘事項を踏まえ、今年度より所管局が変更となったことから、再度関係職員に周知し、本市事務規程並びに会計規程に準じた事務処理を行うよう徹底した。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成31年 3月22日
3 措置通知日	令和 2年 3月31日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>組織の意思決定の在り方について</u></p> <p>(1) 「適塩化フォーラム」</p> <p>市、市内医療関係団体、尼崎商工会議所で構成される実行委員会により、平成28・29・30年度の3回開催されている。市（健康支援推進担当）は主催者として事業実施に係る業務を相当量分担しているが、外部団体の事業との考えから、事業内容及び分担業務について決裁行為が行われていない。また、当該業務は職員の事務分担に含まれていない。</p> <p>(2) 授業「野菜を食べよう」への出講等</p> <p>生活習慣病予防のため小中学校用副読本や幼保用教材を作成し、授業「野菜を食べよう」での活用に供しており、市職員（保健師）が平成29年度実績で113回出講している。本事業の所管組織はヘルスアップ戦略担当であるが、副読本等の作成や授業への出講は健康支援推進担当の職員が行っている。</p> <p>副読本等の作成及び授業出講に係る決裁行為は、いずれの組織でも行われていない。また、健康支援推進担当の所管事業でないことから、同担当の職員の事務分担に含まれていない。</p> <p>(3) 集団健診事業</p> <p>集団健診の年間実施日数については、「データヘルス計画第2期」（計画期間平成30～35年度）で310日が定められているが、平成30年度の実績は272日であり、これを下回っている。</p> <p>本事業については、方針決裁・実施決裁が行われておらず、適正な意思決定手続に基づく年間事業計画が策定されていない。データヘルス計画は、受診者総数が実施日数に比例していない事実や人員体制の実態を反映していない。</p> <p>(4) 3事業に共通する問題</p> <p>組織運営においては、当該組織の所管及び決裁権限に基づく意思決定を経て事業が実施され、この手続を前提として人員（業務量）管理がなされるべきところ、いずれも適正に行われていない。</p> <p style="text-align: right;">（ヘルスアップ戦略担当、健康支援推進担当）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>「適塩化フォーラム」、授業「野菜を食べよう」、集団健診事業については、方針決裁・実施決裁によって事業の内容、実施計画等を決定することは、事業の合理性確保のため、また業務量管理のためにも不可欠であることを認識し、適正な意思決定手続を行うこと。</p>	

5 措 置 の 内 容

適塩化フォーラムについて、市は実施主体であるヘルスアップ尼崎・適塩化実行委員会の一員であり、その事務局を担っている。市としては事業内容や市が担う業務について実施決裁等の意思決定が必要であると認識している。

令和元年度は、フォーラムの実施計画や実行委員会の中での事務局の位置づけについて、方針決裁により意思決定を行い、その計画に基づいて業務量についても算出し、適正に事務分担を行った。

令和元年10月6日に行った「健康フォーラム（適塩化フォーラムを改変）」においては、医師会、歯科医師会などの関係団体と準備段階から役割を分担し、当日の会場運営や事業進行についても連携して実施するとともに、市としては保健部全体で執務にあたった。

次に、授業「野菜を食べよう」については、「生活習慣病予防ガイドライン推進事業」の一環として、ヘルスアップ戦略担当が所管している事業であり学校からの出講依頼を取りまとめ授業の準備を行い、健康支援推進担当が保健師を派遣するという2課が連携して行っている事業であることから、今年度は、両課において事業方針や実施計画について協議し、方針決裁による意思決定を行った。

事業の実施に当たっては、小中学校からの依頼に基づき保健師の派遣を決定していくが、依頼元である教育委員会と協議を行い、学校側の専科の教諭も授業を実施できるよう支援するとともに、学年の合同講義を提案するなど、事務の効率化を図ることで健康支援推進担当の保健師に過度の負担をかけないように配慮して業務を遂行した。

その結果、保健師の派遣の回数は、平成30年度105回から令和元年度は82回と減少するが、学校現場との課題の共有化などを図っていくことで学校が主体となった取組みも増加しており、今年度は中学校技術・家庭科研究会全国大会において家庭科教諭が実施する授業「野菜を食べよう」が発表されている。

最後に、集団健診事業については、データヘルス計画第Ⅱ期において年間310回程度と計画しているが、過去の健診実績を踏まえた年間事業計画は策定しておらず、その後の保健指導等の業務量についても適切に把握する必要があると認識している。

今年度は、前年度の実施回数や実施時期及び会場ごとの受診者の動向等について分析を行い、実態を反映させた上で春期・秋期の2期制として年間の実施計画を策定し、事業実施を行った。

実施会場の空き状況や健診受託事業者の執務可能日を調整した結果、実際の契約では195回の実施となり、計画数を大きく下回ることとなったが、受診率の推移を見ながら必要に応じて健診回数を増やしていくこととした。

結果として、冬期健診26回を追加し、計221回の実施となったが、これは実施計画の範囲に収まったものであり、人員配置に見合った業務量となった。

一方で、受診率は昨年度を下回る見込みであり、引き続き、様々な観点から健診のあり方について検討し、受診率の向上を図るとともに、適切な業務量管理に努めていく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務（随時）監査】

1 措置を講じた局	会計管理室・都市整備局
2 監査結果報告日	令和元年12月25日
3 措置通知日	令和2年4月9日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>窃盗被害を受けた際に必要な会計処理について</u></p> <p>令和元年8月3日（土）尼崎市大庄西町4丁目1番阪神電鉄高架下の大庄西保管所と同 年8月5日（月）尼崎市小中島3丁目7番名神高速道路高架下の小中島保管所において、 金庫の窃盗被害があり、その窃盗被害を受けた際に必要な会計処理において次のような問 題がある。</p> <p>(1) 窃盗被害等の事実を適正に反映した会計報告の実施</p> <p>尼崎市財務規則（以下「財務規則」という。）に基づき、会計管理者が毎月市長に提出 する出納計算書及び指定金融機関が毎月会計管理者に提出する出納報告書、並びに地方 自治法に基づく例月出納検査において会計管理者が監査委員に提出する検査資料は、返 還料の収納や窃盗被害による現金の減少の事実を適切に反映した会計報告とする必要が ある。</p> <p>しかしながら、令和元年8月分の会計報告においては、事件発生に伴う必要な会計処 理が行われておらず、事実を適正に反映するものとはなっていない。</p> <p>(2) 会計の透明性を図る適正な会計処理手続の明確化と周知</p> <p>地方自治法第210条は、「一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入し なければならない。」と定めている（総計予算主義の原則）。</p> <p>したがって、現金出納員が保管する返還料やつり銭について、今回の窃盗被害のよう な現金の亡失が発生した場合には、現金の保管に関わる者の損害賠償責任の有無の判断 や保険の請求等の所定の手続を行うことは当然のこととして、(1)以外にも現金出納員の 保管する現金を補填する支出手続等事実に基づく必要な会計処理を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、今回の事案では、現金亡失時における会計処理について明確に定めら れたものがなかったこともあり、会計管理者において損害補填として10月7日に収入さ れた保険金を財源として歳入還付等の方法で処理を進めようとしていた。</p> <p>このように、会計の透明性を図る適正な会計処理手続が明確になっておらず、当然、会 計管理者より現金出納員等に対して適正な会計処理について周知も図られていない状況 にある。</p> <p style="text-align: right;">（会計管理室・放置自転車対策担当）</p>	

<措置を求める事項>

例月出納検査の会計報告については、現金の収納や亡失等の事実を反映した適正な会計処理を速やかに実施したうえで、適正な報告をするよう求める。

また、今後の会計報告については、総計予算主義の原則のもと、会計の透明性を図る必要があることから、適正な会計処理手続を定め、周知を図るよう求める。

5 措 置 の 内 容

窃盗被害にあった現金については、令和元年 12 月 12 日付けで、一時預け金（つり銭）にあたる 160,000 円は補填金からの支出を行い、収納金にあたる 7,500 円は歳出歳入振替をもって補填し、その結果を同月例月出納検査資料に反映させた。

また、今後、現金亡失事故等が発生した場合に関係職員が迅速かつ遺漏なく手続を行えるよう、現金亡失時の事務処理手順を作成し、令和 2 年 3 月 12 日付けで庁内に周知した。

(会計管理室)

令和元年 8 月 3 日及び同年 8 月 5 日の窃盗被害を受けて亡失した現金の会計処理については、放置自転車対策担当において、令和元年 12 月 6 日に予備費充当により歳出予算措置（補償補填及び賠償金 167,500 円）が完了し、12 月 12 日に保管返還料の 7,500 円は歳出歳入（支出収入）振替で収入済みとし、一時預け金（つり銭分）の 160,000 円については、銀行窓口払で受け取ると同時に会計管理室に返還し、歳入歳出いずれも会計処理を完了した。

また現金出納簿においては 8 月分から保管返還料の未収を計上していたが、11 月分に亡失の記載をし、12 月分からは現金と一致している。

なお、今後同様の事案等が発生した場合には、関係各部所と調整し、速やかに適正な事務処理を実施する。

(放置自転車対策担当)

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措 置 通 知 日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務（随時）監査】

1 措置を講じた局	会計管理室・総務局
2 監査結果報告日	令和元年12月25日
3 措置通知日	令和2年4月9日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>現金保管に係る事件発生後の事務処理体制及び責任体制について</u></p> <p>令和元年8月3日（土）尼崎市大庄西町4丁目1番阪神電鉄高架下の大庄西保管所と同 年8月5日（月）尼崎市小中島3丁目7番名神高速道路高架下の小中島保管所において、 金庫の窃盗被害があり、現金保管に係る事件発生後の事務処理体制及び責任体制において 次のような問題がある。</p> <p>(1) 保管現金の事故発生後の事務処理体制及び責任体制の明確化及び周知</p> <p>ア 事故発生後の報告処理の明確化</p> <p>今回の事案では、所管課から所属局長、会計管理室、公有財産課への口頭連絡は直 ちに行われていたものの、市長・副市長への報告は、監査委員からの指摘を受けた後 の10月31日であった。</p> <p>(この報告の際に、防犯対策が弱いとの意見があり、所管課では人感センサーライトの 設置、「防犯カメラ作動中」の看板の掲示、防犯カメラの設置といった防犯対策の強化 が検討・実施されている。)</p> <p>しかしながら、現金の事故発生後の事務処理は、職員損害賠償責任の有無の判断（総 務局）、予算措置・公有財産損害報告及び保険申請（資産統括局）、現金の事故・公金 保険申請（会計管理室）、報道対応・市議会対応（総合政策局）と多くの局室が関係す ることなどから、事故に関連する局長にとどめるのではなく、市長・副市長へ報告す べきである。</p> <p>こうしたことから、事故発生後の報告体制のあり方については検討のうえ、明確に しておくことが必要である。</p> <p>イ 事故発生後の事務処理の周知</p> <p>今回の事案では、財務規則に定める事故報告は、事件発生後に直ちに行うべきであ るが、10月31日付けで行われ、総務局長に提出されている。</p> <p>また、大庄西保管所に備えている現金出納日計簿には、7,500円の窃盗被害があっ た事実が記入されていなかった。</p> <p>上記アに記載したとおり事故発生後の事務処理については多岐にわたることから、 事務処理について、事故発生後の事務処理手順等を定めて、今後事務の漏れや遅れが ないように、現金出納員等に対して周知を行う必要がある。</p>	

(2) 現金保管のモニタリング（監視・是正）の強化

本年 10 月 31 日に会計管理者より監査委員に提出された報告文書では、次のとおりモニタリングの強化を図るとされているところであり、できる限り早期の実現が求められる。

- ・ 現金出納員に対する書面による検査を 2 年に 1 度から毎年に変更し、その実態を把握するとともに、その内容が不適切であると判断する場合は、実地にて保管状況等を確認することに改める。
- ・ その際、一時預け金の金額の多寡についても精査を求める。
- ・ 今年度については、準備が整い次第実施する。

（会計管理室・行政管理課）

<措置を求める事項>

保管現金の事故発生後の事務処理体制及び責任体制について、庁内協議のうえ明確化し、関係職員への周知を図るよう求める。

また、会計管理者による現金出納員等への検査体制の強化については、早期かつ着実に実施するよう求める。

5 措 置 の 内 容

庁内協議のもと現金亡失時の事務処理手順を作成し、令和 2 年 3 月 12 日付けで庁内に周知した。

また、現金出納員等検査について、実施頻度を隔年から毎年に改めるとともに、検査項目についても現金出納員等に注意喚起を促す内容に変更したうえで、令和 2 年 1 月から実施した。

（会計管理室・行政管理課）

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措置通知表【財務（随時）監査】

1 措置を講じた局	会計管理室
2 監査結果報告日	令和元年12月25日
3 措置通知日	令和2年4月9日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>現金出納員への委任事務及びつり銭に係る尼崎市財務規則について</u> 現金出納員への委任事務及びつり銭に係る尼崎市財務規則（以下、「財務規則」という。） において次のような問題がある。</p> <p>(1) 現金出納員への委任事務及びつり銭に係る財務規則の現状</p> <p>ア 現金出納員への委任事務 現金出納員等が委任を受ける事務は、所管する歳入の収納のみであり、現金の保管は明記されていないが、実態は現金の保管を行っている。</p> <p>イ つり銭の交付事務等 会計管理者は、現金出納員からの申請に基づき、一時預け金（つり銭）の交付を行い、領収書を徴取しているが、これらの手続は財務規則に定められていない。</p> <p>(2) 出納事務等に係る財務規則の不備 本市においては、つり銭の交付について、「財務会計事務の手引き」に定めるなど、実務として定着しているところである。</p> <p>しかしながら、行政事例（昭和38年11月20日）の自治省行政課長よりの回答では、「市会計規則で定めるべきか、長の決裁で足りるか」の質問に対して、「会計規則で定めておくことが適当である。」とされている。また、今回、本市を含む人口40万人以上の中核市の規則を調査したところ、23市のうち20市がつり銭に係る規定を定めており、規則で定めていない市は本市を含め3市のみであった。</p> <p>現金出納員が保管する現金については、事故があった場合の損害賠償責任の有無が問われるものであり、会計管理者と現金出納員の保管責任の所在については、財務規則で定めて明確にしておくことが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、今回の所属長ヒアリングでは、財務規則の改正について、法規担当部署と協議していく旨の見解が示されており、早期の是正が求められる。（会計管理室）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>現金出納員への委任事務や一時預け金（つり銭）に係る現金出納事務等については、会計管理者と現金出納員の責任の所在を明確にする観点から、財務規則に明記するよう求める。</p>	

5 措置の内容

令和2年4月1日付けで尼崎市財務規則を改正し、現金出納員への委任事務を明確化するとともに、一時預け金（つり銭）の取扱いについて明記した。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）